

(仮訳)

ロシア連邦政府決定

2014年8月7日付第778号

モスクワ

**2014年8月6日付ロシア連邦大統領令第560号「ロシア連邦の安全保障のための
個々の特別経済措置の適用について」を執行するための措置について**

2014年8月6日付ロシア連邦大統領令第560号「ロシア連邦の安全保障のための個々の特別経済措置の適用について」を執行するために、ロシア連邦政府は以下を**決定する**：

1. 添付のリストにしたがい、アメリカ合衆国、欧州連合諸国、カナダ、オーストラリアおよびノルウェー王国を原産地とする農産物、原料および食料品のロシア連邦への搬入を1年間禁止する措置を導入する。
2. 連邦税関局は、本決定第1項の措置の実行が監督されるようはからう。
3. 食糧市場市況のモニタリングおよびその変化への機動的対応に関する政府委員会は、ロシア連邦構成主体国家権力最高行政機関と共同で、一次産品市場のバランスを確保し、農産物、原料および食料品価格の急速な高騰を防止する。
4. ロシア連邦産業商業省およびロシア連邦農業省は、ロシア連邦構成主体国家権力最高行政機関と共同で、農産物、原料および食料品のそれぞれの市場状況の毎日の機動的なモニタリングと監視を行う体制を整える。
5. ロシア連邦農業省は、関係連邦行政機関と共に、また農産物、原料および食料品の商品生産者団体の参加を得て、価格高騰を防止するために、農産物、原料および食料品の供給拡大へ向けた一連の施策を策定し、実施する。
6. ロシア連邦産業商業省、ロシア連邦農業省、ロシア連邦経済発展省および連邦反独占庁は、チェーンストアおよび商業組織団体の参加を得て、価格高騰抑制のため、活動の調整をはかる。
7. 本決定はその公布の日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長 D.メドヴェージェフ

2014年8月7日付
ロシア連邦政府決定第778号により
承認

アメリカ合衆国、欧州連合諸国、カナダ、オーストラリアおよびノルウェー王国を原産地とし、ロシア連邦への搬入が1年間禁止される農産物、原料および食料品のリスト

関税同盟対外経済活動商品分類コード	品名****)
0201	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
0202	牛の肉（冷凍したものに限る。）
0203	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
0207	肉及び食用のくず肉で、第0105項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
0210のうち**	肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
0301, 0302, 0303, 0304, 0305, 0306, 0307, 0308	魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
0401, 0402, 0403, 0404, 0405, 0406	ミルク及び乳製品
0701, 0702 00 000, 0703, 0704, 0705, 0706, 0707 00, 0708, 0709, 0710, 0711, 0712, 0713, 0714	野菜、食用の根菜及び塊茎
0801, 0802, 0803, 0804, 0805, 0806, 0807, 0808, 0809, 0810, 0811, 0813	果実及びナット
1601 00	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
1901 90 110 0, 1901 90 910 0	植物油をもととしたチーズ、コッテージチーズを含む食料品
2106 90 920 0 2106 90 980 4 2106 90 980 5 2106 90 980 9	食料品（ミルクを含有するもの、植物油をもととするものに限る。）

*本リストを適用する際には、関税同盟対外経済活動商品分類コードのみに依拠すべきであり、品名は使用上の便宜を図るために記載されているものである。

**本項を適用する際には、関税同盟対外経済活動商品分類コードおよび品名に依拠すべきである。

***小児用食品である商品を除く。